公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和3年6月4日から同年10月4日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業 振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年6月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス幡生店所在地 下関市羽山町1322の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊藤 光博

- 3 変更に係る事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
ダイワロイヤル株式 会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18番2号	原田 健	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
ダイワロイヤル株式 会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18番2号	伊藤 光博	令和3年4月1日 代表者変更

4 届出年月日

令和3年5月24日